

これまでに寄せられた主な質問

令和2年4月27日

更新 令和2年4月30日

- ① 17日から自主的に休業している場合は、協力金の対象となるか？

(回答)

- 休業要請の前から自主的に休業している場合であっても、要請期間中休業した場合は対象となります。

- ② 急な要請であるが、要請の全期間休業しなければ協力金の対象とならないのか？

(回答)

- 全期間休業していただくことが原則ですが、やむを得ない理由で休業できない日がある場合は、柔軟に対応したいと考えています。

- ③ 床面積が100㎡以下の学習塾や商業施設を営んでいるが、要請に応じ休業した場合、協力金の対象とならないのか？

(回答)

- 学習塾や商業施設は、感染拡大の恐れのある施設として休業要請の対象としているところです。ただし、床面積が100㎡以下の施設については、多数が集まる恐れが低いと考えられることから休業要請の対象外としているところです。
- しかしながら、床面積が100㎡以下の施設であっても、感染拡大防止の趣旨には変わりがないことから、自主的に休業される場合には、協力金の対象としたいと考えています。

- ④ 1事業者で複数施設を営んでいる場合は、どうなるのか？

(回答)

- 複数の施設を休業した場合であっても、1事業者あたり協力金は30万円となります。

- ⑤ どうやって休業の証明をするのか？

(回答)

- 手続きは検討中です。申請に備え、休業中の掲示物などをカメラで撮影するなどしておいてもらいたい。

(以下 令和2年4月30日更新)

- ⑥ 休業要請協力金の申請書はインターネット以外で入手できるようになるのか？

(回答)

- インターネット以外では、県庁や県の各振興局などに申請書を置く予定です。記載例も併せてお示しする予定です。
その他の配布場所も検討しており、具体的な場所が決まりましたら、改めてお知らせいたします。

- ⑦ 協力金は、企業の規模に関係なく支給対象となるのか？

(回答)

- 中小企業（※）および個人事業主が対象となります。

※中小企業基本法に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

- ⑧ 飲食店の場合、協力金の対象となるか？

(回答)

- 飲食店の場合、夜間の営業を自粛いただき、午前5時から午後8時までの間の営業時間にさせていただくことを要請しております。例えば、午後10時まで営業していたものが、午後8時までの営業に短縮するなど、午前5時から午後8時までの範囲内に営業時間を短縮した場合に対象となります。また、夜8時を超えて営業していた飲食店が、終日休業した場合も対象となります。

※⑨の質問もご覧ください。

- ⑨ 通常の営業時間が午前10時から午後6時までの飲食店を営んでいます。営業時間を短縮すれば、協力金の支給対象となるのか？
(回答)
○ 支給対象になりません。午前5時から午後8時の範囲内で営業している飲食店は休業要請の対象外で、協力金の支給対象外です。また、短縮ではなく休業したとしても協力金の対象外です。
- ⑩ 百貨店のテナントとして入居している店舗についても休業した場合、協力金の対象となるのか？
(回答)
○ テナントとして入居している店舗であっても、当該店舗が休業要請の対象店舗であれば、協力金の対象となります。
- ⑪ 貸会議室を利用してダンス教室（英会話教室、料理教室など）をやっていたが、休業した場合に協力金の対象になるのか？
(回答)
○ 休業等の要請をされている施設を運営する事業者に対する協力金であるため、施設を運営していない場合は対象となりません。
- ⑫ 自宅を利用して学習塾（音楽教室、着付け教室など）の営業をやっているが、休業した場合に協力金の対象となるのか？
(回答)
○ 休業等要請対象の施設を明確に区分して営業している場合は、休業により対象となります。
※床面積が100㎡以下の施設であっても、自主的に休業される場合には、協力金の対象です。
- ⑬ 休業要請の対象となる店舗を休業し、インターネット販売のみを行う場合、協力金の対象となるのか？
(回答)
○ 対象業種に該当すれば、協力金の対象となります。
- ⑭ 休業要請に基づき、対象施設を従業員がお客様を入れない形で使用した場合、協力金の対象となるのか？
(回答)

○ 休業期間中、従業員による施設の清掃等で施設に立ち入っても、協力金の支給対象となります。

⑮ 音楽教室を開いていますが、教室を閉めて訪問レッスンのみを行うこととした場合、協力金の対象となるのか？

(回答)

○ 教室※の休業にご協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

※床面積が 100 m²以下の施設であっても、自主的に休業される場合には、協力金の対象です。

⑯ スポーツクラブを運営していますが、スポーツクラブの一角で衣料品の販売を行っている場合、協力金の支給対象となるのか？

(回答)

○ 休業要請に応じて対象のスポーツクラブを休業した場合、協力金の支給対象となります。

⑰ 美容室とまつげサロンを同じ店舗で両方やっている。この場合、まつげサロンを休業すれば協力金の対象となるのか？

(回答)

○ 店舗内で美容室とまつげサロンを明確に区分できるのであれば、まつげサロンの部分のみを休業していただければ支給対象となります。